

国際化の中での日本語教育 ③

ボランティア日本語教室

1990年に入管法が改正され、日系ブラジル人が急増した時期があったが、製造業の多い地域では特に外国人が急増したことが思い出される。その時に様々な問題が起こっていたが、国の対応が後手になっていたようにも記憶している。筆者も隣町の日系ブラジル人の多い地域でボランティアの日本語教室へ通っている友人に頼まれ、そこを訪問したことがある。何かアドバイスできることがあればとも言われたが、結局、何もできなかった。日本語を教えている人には、ボランティアで日本語教育を専門的に勉強した人もいれば、そうでない人もいて、授業に関してはシラバスが統一されているわけではなく、クラスを担当する教員に任されている。学習者は大人もいれば子供もいる。必要とする日本語も、一般の日本語学校で教えているようなものでは即効性の点で対応できるとは思えない。結局、行ってはみたものの、ただ実態を見に行っただけの形になってしまった。当時、日本の製造業の多い地域で同じような状況が起こっていたと思われる。

増える日本語学習者への対応

その後、日本語が必要な外国人の増加に対し、国際交流協会、教育委員会、地方教育委員会、あるいは個人で日本語教室などが開かれ、現在に至っている。文化庁文化語国語課が行っている「平成29年度日本語教育実態調査の結果」では、大学等機関 516 (24.5%)、国際交流協会 431 (20.4%)、任意団体 206 (9.8%)、法務省告示機関 466 (22.1%)、教育委員会 210 (10.1%)、上記以外 280 (13.3%) となっている。この中で国際交流協会、任意団体、教育委員会などが行っている日本語教育が「日本語教室」に当たるわけだが、その数は大学等機関や法務省告示機関の数を上回っている。規模が大小さまざまであるから、学習者数の点で単純に比較はできないが、今後、改正入管法の影響でこれらの「日本語教室」が増えてくることも予想される。大学の日本語教育の専門家などにコーディネーターを頼み、ボランティア日本語教師の調整役を担い、運営しているというようなケースも増えてきた。今後もそういったケースは増えるであろうし、大学で主専攻、副専攻で日本語教育を学んできた学生が日本語教室の授業を担うこともあるだろう。しかし、大学で日本語教育について学んできても、卒業し、いざ就職となると待遇面から日本語教育から離れてしまうケースも多いように感じる。この仕事に魅力を感じ、専門的に勉強してきた、受け皿である日本語教育機関の方は様々で、安定した収入や勤務体系など待遇面でも多様化しているようである。日本語教師の仕事は授業準備に多くの時間が割かれる。1コマの授業を行うのにその2倍から3倍の時間をかけて教案作成を行うとも言われている。細かく調べる事項があった場合などは、さらに時間がかかる。もちろん個人差はあるとは思いますが、筆者の経験でもそのくらいの時間は必要であると感じる。

日本語学校と日本語教室

日本語を教えているところという点で、「日本語学校」と「日

本語教室」はどう違うのかと疑問に思う方もいるかもしれないが、「日本語学校」というのは上記の「法務省告示機関」というのがそれに当たる。厳しい審査を受け、認可を受けている学校であり、主な学習者も日本の大学に進学を希望する学生が多く、日本語能力試験合格を目指している学生も多い。したがって比較的若い人が多く、滞在許可も「留学生」という立場になる。一方、「日本語教室」は法務省の認可を受けた学校というわけではなく、学習者も中国残留邦人やその家族、南米の日系人、日本人と結婚した配偶者など長期定住のため、日本語を必要としている人が多く、年齢も様々である。したがって滞在許可も様々で、中には日本国籍を持つ人もいる。筆者が日本語教育の世界に入った1980年代よりも現在は技能実習制度などもあり、学習者も多様化しているように感じる。2019年4月に施行された改正入管法により、さらに長期滞在型の日本語を必要とする外国人の数は増えていくと思われる。一口に日本語教育と言っても、求められる日本語により、さらに細分化されていくのではないだろうか。

多文化共生の時代

日本政府は少子高齢化、労働力不足などの要因により外国人の受け入れに関して、大きく舵を取ったわけであるが、そうすると日本も本格的に多文化共生の時代に入ったと言える。外国から来た人たちと同じ地域に住む生活者として「共生」する関係を築いていかなければならない。『多文化共生時代の日本語教育』（縫部義憲編著、歴々社、2002年）の中で、縫部は共生関係を作るには「日本への適応」から「日本での適応（調整）」へと発想を転換しなければならず、日本社会への同化を強制するのではなく、お互いが異なる個性を持った一人の人間として出会うことが大切だと述べている（23頁）。そして、そのような関係を築くためには、何を言っても、何をしても、自由で安心であり、許容的である母子関係のような関係が理想的だと述べ、異文化間コミュニケーションを促進する望ましい共生関係の特性を8つ挙げている。すなわち、(1)「かしこまらない（無構え）、(2) 裁かない（許容的）、(3) 聞き上手になる（傾聴）、(4) 「人の気も知らないで（共感）」、(5) 受け入れる（尊重）、(6) 好きである（好意）、(7) お互いさま（相互性）、(8) コミュニケーション」（22～24頁参照）と、どの項目も「共生」するのに重要な項目である。カウンセリングにおける手法と似ているという印象を持ったが、要は相手を尊重し、一人の人間として接していく基本的なことなのかもしれないと思う。ある意味、天理教でいう“おたすけ”の姿勢と同じであるとも言える。以前、外国人労働者受け入れについて述べた際、宗教の役割が大きいとも書いたが、多文化共生の時代で宗教というものが見直されるようになるのではないだろうか。筆者自身は、外国人だからと特別に構えて何かをするのではなく、自然体で相手のことを考えながら、なおかつ自分のことも理解してもらえるようにコミュニケーションを取ることなのかもしれない。以前にも書いたが、共通のアイデンティティは「地球人」である。日本語教育に携わる者は、日本語を必要とする外国人に対して、よりよい人間関係が築けるようサポートするという思いで、日々研鑽していくことが求められる。